第 6625 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 2月 19日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 医療費控除

Ｑ：医療費控除の取扱いが改正になったそうですが、どのようになったのですか？

Ａ：次のようになりました。

【解説】

医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要でしたが、平成29年分から令和元年分までについては、経過措置として、明細書の添付に代えて医療費の領収書の添付又は提示によることもできるとされていました。

しかし、経過措置が終了しましたことから、令和２年分からは、医療費控除は医療費控除の明細書の添付がないと受けられないこととなりました。

医療費控除の明細書には、①医療費通知に記載された事項、②医療費（①以外）の明細、③控除額の計算を記載します。

①の医療費通知に記載された事項は、医療保険者から交付を受けた医療費通知（たとえば健康保険組合等が発行する医療費のお知らせなど）を添付すれば明細書に記載する必要はありません。

②の医療費の明細には、医療費の領収書から必要事項を記載します。

③の控除額の計算では、医療費控除額を計算します。

なお、明細書に記載した医療費は、確定申告期限の翌日から起算して５年を経過するまでの間は、医療費の領収書を保存しておかなければなりませんので注意しておいてください。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】